

その14

1 補助金の名称	豊岡市グループホーム新規開設サポート事業補助金
2 交付の目的	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条に規定する共同生活援助を行う住居（以下「グループホーム」という。）の開設時の初度備品や、住居の借り上げ等に要する初期経費を助成することにより、グループホームの新規開設を促進し、障害者の地域移行の推進を図る。
3 内容及び対象経費	(1) 内容 兵庫県が定める兵庫県グループホーム新規開設サポート事業実施要綱（以下「県要綱」という。）に規定するグループホームを新設した場合に係る費用の一部を補助する。 (2) 対象経費 備品購入費及び住居の借り上げに要する初期経費とし、詳細な基準等に関しては県要綱の規定に従う。
4 対象者	市内でグループホームの開設を行う法人
5 補助率又は補助金等の額	予算の範囲内で補助対象経費の2/3以内（千円未満の端数切捨て）とする。
6 交付申請に添付する書類	事業計画書、収支予算書その他市長が必要と認めるもの
7 交付申請の期限	市長が指定する日
8 申請書への記載を省略する事項	なし
9 変更承認を要しない軽微な経費の配分の変更	交付決定額の範囲内における経費配分の変更
10 変更承認を要しない軽微な内容の変更	補助事業等の中止又は廃止以外の変更
11 実績報告書に添付する書類	収支決算書、事業着手前後の写真、その他市長が必要と認める書類
12 概算払	なし
13 規則の適用除外	なし
14 その他	この表に定めるものの他必要な事項は、県要綱に従う。